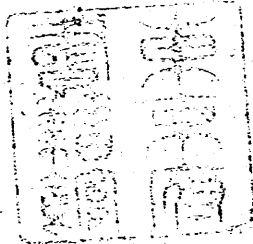


師範學校編輯

日本畧史

上



K110.2

34

師範學校編輯

# 日本畧史

文部省刊行

日本畧史

凡例

小學生徒ハ 受業ノ時間ニ定期アルヲ以テ授ク  
ル所ノ書皆簡略ヲ主トス故ニ此編ニハ神代及  
御諱山陵等ヲ省キテ文中ニ御奉給等ノ文字ヲ  
缺ク其ノ紙張ヲ減センコトヲ欲スレハナリ  
飯豐天皇ヲ歷代ニ列セサルハ古事記及日本紀  
ニ據ル  
長慶天皇ハ新葉集ノ序ニ據リテ亦歷代ニ列セ  
ス

遣唐使遣新羅使ノ類ハ事故アルニ非レハコレ  
ヲ省ク諸臣ノ官位及其ノ姓ヲ記サ、ルモ亦簡  
略ヲ主トスレハナリ

日本略史上卷

木村正辭 編  
那珂通高 訂

第一代神武天皇ハ天照大神五世ノ孫ニシテ、  
鷦草葺不合尊ノ子ナリ

天祖天照大神ノ子ヲ天忍穗耳尊ト稱ス、天忍  
穗耳尊彦火瓊々杵尊ヲ生ム、天祖高天原ニ在  
リテ、武甕槌經津主人ニ神ニ命シ葦原中國ヲ、  
日本國ノ平定セシメ、皇孫彦火瓊々杵尊ニ賜  
フニ、三種ノ神器ヲ以テシ、其ノ國ニ降ラシメ

テ、主トス、彦火瓊々杵尊、日向國ニ居リ、彦火々  
出見尊ヲ生ム、彦火々出見尊ノ子ハ、即、鷓鴣草、  
葦不合尊ナリ

天皇生ナガラニシテ、明達ナリ、年十五ノ時ニ、立  
チテ太子トナリ、後、倭、橿原宮ニ治ス、○初、天皇日  
向ニ在リテ、諸兄及皇子等ニ告ゲテ曰ク、昔、天神、  
此豐葦原瑞穗國日本國ノ古名ナリヲ、我が天祖ニ授ケシ  
ヨリ、降りテ、西偏ニ居ルコト、多ク年所ヲ歴タリ、  
獨奈何ヒシ、遼邈ノ地、未、玉澤ニ霑ハス、邑ニ君ア  
リ、村ニ長アリ、以テ相陵轢スルヲ、吾將ニ東征シ

テ、都ヲ中州ニ定メ、以テ天業ヲ恢ニセンコトヲ  
欲スト、乃、親皇族ヲ帥キテ、舟師東ヲ指シ、筑紫、安  
藝、吉備等ノ國ヲ經テ、難波ヨリ、河内ニ到リ、倭ニ  
入ラントス、長髓彦ト、云フ者アリ、衆ヲ悉シテ、コ  
レヲ拒ク、皇軍利アラズ、因リテ、轉シテ路ヲ紀伊  
ニ取り、丹敷戸畔ヲ荒坂津ニ誅シ、頭八咫烏ヲ以  
テ、鄉導トシ、菟田下縣ニ至リ、兄猾ヲ誅シ、又、兄磯  
城等ヲ斬リ、遂ニ長髓彦ヲ征ス、是ヨリ先、饒速日、  
命、天ヨリ降りテ、倭ニ居ル、長髓彦、コレヲ奉シテ  
主トシ、皇軍ニ抗ス、是ニ於テ、饒速日、命、長髓彦ヲ



神武  
天皇  
東征  
ノ圖

殺シテ降り、中州悉平グ、  
 天皇、乃宮ヲ倭畝火櫃原  
 ニ經營シテ、帝位ニ即久  
 寔ニ辛酉ノ年ナリ、明治  
 五年十一月、詔シテ、太陰  
 曆ヲ廢シ、太陽曆ヲ用キ、  
 此ノ歳ヲ以テ、紀元トス、  
 即今明治七年ヲ距ルコ  
 ト、二千五百三十四年ナ  
 リ、○天皇、在位、七十六年

ニシテ崩ズ、年百二十七、

第二代、綏靖天皇ハ、神武天皇ノ子ナリ、天皇ノ庶  
 兄、手研耳、命陰ニ不軌ヲ圖ル、天皇コレヲ覺リテ、  
 同母兄、神八井耳、命ト謀リコレヲ誅ス、○葛城ニ  
 都ス、コレヲ高岡宮トイフ、在位三十三年ニシテ  
 崩ズ、年八十四、

第三代、安寧天皇ハ、綏靖天皇ノ子ナリ、都ヲ片鹽  
 ニ遷ス、コレヲ淨穴宮トイフ、在位、三十八年ニシ  
 テ崩ズ、年五十七、

第四代、懿德天皇ハ、安寧天皇ノ子ナリ、都ヲ輕ニ

遷ス、コレヲ、曲峽宮トイフ、在位、三十四年ニシテ  
崩ズ、年七十七、

第五代、孝昭天皇ハ、懿徳天皇ノ子ナリ、都ヲ掖上  
ニ遷ス、コレヲ、池心宮トイフ、在位、八十三年ニシ  
テ崩ズ、年百十四、

第六代、孝安天皇ハ、孝昭天皇ノ子ナリ、都ヲ室ニ  
遷ス、コレヲ、秋津島宮トイフ、在位、百二年ニシテ  
崩ズ、年百三十七、

第七代、孝靈天皇ハ、孝安天皇ノ子ナリ、都ヲ黒田  
ニ遷ス、コレヲ、廬戸宮トイフ、在位、七十六年ニシ

テ崩ズ、年百二十八、

第八代、孝元天皇ハ、孝靈天皇ノ子ナリ、都ヲ輕ニ  
遷ス、コレヲ、境原宮トイフ、在位、五十七年ニシテ  
崩ズ、年百十六、

第九代、開化天皇ハ、孝元天皇ノ子ナリ、都ヲ春日  
ニ遷ス、コレヲ、率川宮トイフ、在位、六十年ニシテ  
崩ズ、年百十五、

第十代、崇神天皇ハ、開化天皇ノ子ナリ、都ヲ磯城  
ニ遷ス、コレヲ、瑞籬宮トイフ、天皇、神祇ヲ尊崇シ、  
皇女豐鍬入姫ノ命ヲシテ、天照大神ヲ、倭ノ笠縫、邑

ニ、祀ラシム、初、大神寶鏡ヲ皇孫ニ賜ヒテコレヲ  
殿内ニ奉ゼシム、是ニ至リテ其ノ威ヲ瀆サンコ  
トヲ畏ル、故ニコレヲ遷シテ別ニ鏡劍ヲ摸造セ  
シメ、御座ニ置久又天社、國社ヲ定ム、○將軍ヲ北  
陸東海吉備丹波ノ四道ニ遣ハス、會武埴安彥反  
ス、討チテコレヲ平グ、○始メテ人民ヲ按シテ以  
テ調役ヲ課ス、又諸國ニ令シテ船舶ヲ造ラシム、  
任那國始メテ來貢ス、○天皇深ク心ヲ民事ニ用  
井、天下大ニ治ル、民稱シテ御肇國天皇トイフ、在  
位六十八年ニシテ崩ズ、年百十九

第十一代垂仁天皇ハ崇神天皇ノ子ナリ、都ヲ纏  
向ニ遷スコレヲ珠城宮トイフ、○皇后狹穗姫ノ  
兄、狹穗彥不軌ヲ圖リ、皇后ヲ誘ヒ、逆ヲ行ハシメ  
ントス、皇后實ヲ天皇ニ告グ、天皇ハ八綱田ニ命ジ  
テ、コレヲ討タシム、狹穗彥拒守ス、皇后兄ヲ救ハ  
シコトヲ欲シ、皇子譽津別尊ヲ抱キテ、城中ニ投  
ズ、八綱田火ヲ縱チテ、城ヲ焚ク、皇后乃皇子ヲ出  
ダシテ、兄ト共ニ、城中ニ死ス、○新羅國ノ王子、天  
日槍來リテ、鏡、玉、刀、鉾等ヲ獻ズ、○皇女倭姫命ヲ  
シテ、豐鍬入姫命ニ代ヘテ、天照大神ヲ祀ラシム、

倭姫命、神教ニ隨ヒテ、祠ヲ、伊勢ノ度會ニ遷ス、○詔シテ、殉死ヲ禁ズ、野見宿禰、土偶ヲ造リテ、殉ニ代ヘムコトヲ請フ、天皇、コレヲ嘉シテ、立テ、永制トシ、上師、臣ノ姓ヲ賜フ、野見宿禰、嘗テ、倭ノ當麻蹠速ト、カヲ角ベテ、コレニ克ツ、是、朝廷相撲ノ

野見宿禰土師ヲシテ土偶ヲ作ラシムル圖



儀ノ權輿ナリ、○天皇、在位九十九年ニシテ崩ス、年百三十九、

第十二代、景行天皇ハ、垂仁天皇ノ子ナリ、纏向ニ都ス、コレヲ、日代宮トイフ、○筑紫ノ熊襲反ス、天皇親征シテ、コレヲ平グ、既ニシテ、熊襲再反ス、皇子、日本武尊ヲシテ、コレヲ討タシム、皇子、時ニ年十六、女装シテ、賊巢ニ入り、其ノ酋ヲ刺ス、餘衆咸服ス、又皇子ヲシテ、東夷ヲ征セシム、皇子乃、伊勢ニ到リテ、神宮ヲ拜ス、倭姫命、授ルニ、叢雲劍、及燧袋ヲ以テス、皇子、駿河國ニ到ル、虜伴リ降りテ、皇



子ヲ誘ヒ、游獵セシメ、火ヲ放チ、其ノ野ヲ焚ク、皇子、燧ヲ以テ、火ヲ出タシ、コレヲ逆ヘ燒キ、劍ヲ挺キテ、草ヲ薙ギ、頼リテ以テ、免ル、コトヲ得タリ、是ヨリ、叢雲劍ヲ改メテ、草薙劍トイフ、今、猶、熱田ノ神宮ニ祀ル者、是ナリ、皇子、遂ニ進ミテ、相摸ヨリ、上總ニ航セントス、海上暴風ニ遇フ、妃、橘媛神ニ祈リテ、海ニ投ス、暴風即止ム、船岸ニ達スルコトヲ得タリ、皇子進ミテ、蝦夷ノ境ニ到ル、賊皆風ヲ望ミテ降り、邊境悉ク平ク、皇子、還リテ、碓日嶺ニ登リ、東南ヲ顧ミ、橘媛ヲ追慕シ、歎シテ曰ク、吾孀

者耶ト、山東ノ諸國、コレニ因リテ今猶吾孀國今東國ニト稱ス、皇子、伊吹山ニ至リ、山神ノ毒氣ニ中リテ病ム、乃、夷俘ヲ、伊勢ノ神宮ニ獻シ、吉備武彦ヲシテ、京ニ復命セシメ、遂ニ、伊勢ノ能褒野ニ薨ズ、時ニ年三十、天皇、大ニ悼惜シ、其ノ功ヲ録シテ、武部ヲ定ム、○天皇、近江國ニ幸シテ、志賀ニ居ルコト三年、コレヲ、高穴穗宮トイフ、在位、六十年ニシテ崩ズ、年百四十三

第十三代、成務天皇ハ、景行天皇ノ子ナリ、高穴穗宮ニ即位ス、武内ヲ大臣トス、大臣ヲ置クコト、此

ニ始マル、國郡ニ造長ヲ立テ、縣邑ニ稻置ヲ置キ、山河ヲ界ヒテ、國縣ヲ分ツ、在位、六十年ニシテ崩ス、享年未詳ナラズ、

第十四代、仲哀天皇ハ、景行天皇ノ孫ニシテ、日本武尊ノ第二子ナリ、大伴武以ヲ、大連トス、大連ヲ置クコト、此ニ始マル、天皇、皇后ト、越前ノ角鹿ニ幸ス既ニシテ、皇后ヲ留メテ、紀伊ニ巡狩ス、會熊襲反ス、天皇親征シテ、長門ニ至リ、宮室ヲ造リテ、コレニ居ル、コレヲ、豐浦宮トイフ、皇后モ亦至ル、與ニ進ミテ、筑紫ニ幸シ、香推宮ニ居リ、群臣ヲ會

シテ議ス、時ニ神アリ、皇后ニ憑リテ、白ク熊襲ノ如キハ、師旅ヲ勞スルニ足ラズ、西方ニ寶國アリ、新羅トイフ、モレ能ク我ヲ祭ラバ、其ノ國必服シテ、熊襲モ亦自從ハント、天皇信ゼズ、數月ヲ歷テ、香推宮ニ崩ス、在位九年、享年未詳ナラズ、

第十五代、神功皇后ハ、仲哀天皇ノ后、開化天皇ノ五世ノ孫ニシテ、氣長宿禰王ノ女ナリ、磐余ニ都ス、コレヲ、若櫻宮トイフ、○皇后、仲哀天皇ノ崩ズルニ及ビテ、大臣武内ト謀リ、秘シテ喪ヲ發セズ、神教ヲ奉シテ、西征セントス、會身メルコト有リ



テ、産月ニ當ル、乃石ヲ腰  
 ニ挿ミ、祝シテ曰ク、願ク  
 ハ事竟ヘテ還ラム日ニ、  
 茲土ニ挽セシメヨト、遂  
 ニ新羅ヲ征ス、新羅王出  
 デ、降り、金銀、絹帛ヲ、船  
 八十艘ニ載セテ獻ズ、コ  
 レヲ調貢ノ定額トス、是  
 ニ於テ、高麗、百濟ノ二國  
 王モ、亦降ルコレヲ三韓

トイフ、今ノ朝鮮國是ナリ、皇后、因リテ官家ヲ置  
 キ、還リテ筑紫ニ到リ、皇子ヲ産ム、是應神天皇ナ  
 リ、皇后朝ニ臨ミ、政ヲ攝スルコト、六十九年ニシ  
 テ崩ズ、年一百

第十六代、應神天皇ハ、仲哀天皇ノ子ナリ、輕島ニ  
 都ス、コレヲ豐明宮トイフ、皇太后ノ攝政、三年ニ  
 立チテ、太子トナリ、此ニ至リテ即位ス、時ニ年七  
 十一、○百濟王、其ノ國ノ博士、王仁ヲシテ、治工卓  
 素、吳服、西素等ヲ率井テ、入朝セシメ、論語、及千字  
 文ヲ獻ズ、皇子菟道稚郎子、王仁ヲ師トシテ學ズ、

高麗ノ使者來リテ表ヲ上ルニ及ビテ稚郎子其  
 文ヲ以テ倂慢ナリトシ、奏シテ使者ヲ責メ表ヲ  
 壞ル。○稚郎子ヲ立テ、皇太子トス。○天皇在位、  
 四十一年ニシテ崩ズ、年百十一、  
 第十七代、仁德天皇ハ、應神天皇ノ子ニシテ皇太  
 子ノ兄ナリ、應神天皇崩ズルニ及ビテ皇太子位  
 ヲ天皇ニ讓ル、天皇聽カズ、位ヲ空シクスルコト  
 三年、皇太子、天皇ノ志奪フベカラザルヲ知リテ、  
 自殺ス、是ニ於テ、天皇遂ニ即位シ、都ヲ攝津ノ難  
 波ニ遷ス、コレヲ高津宮トイス、一日、天皇入烟ノ

稀少ナルヲ見テ、民ノ貧シキヲ知リ、租稅ヲ除ク  
 コト三年、百姓大ニ富ム、○難波、堀江ヲ鑿リ、池溝  
 ヲ通シ、堤防ヲ築ク、民皆其ノ利ニ賴ム、○蝦夷反  
 ス、將軍田道ヲ遣ハシテ、コレヲ征セシム、○天皇  
 在位、八十七年ニシテ崩ズ、享年未詳ナラス  
 第十八代、履仲天皇ハ、仁德天皇ノ長子ナリ、磐余、  
 若櫻宮ニ治ス、住吉、仲皇子反ス、瑞齒別皇子反正天皇  
 コレヲ誅ス、二皇子共ニ、天皇ノ弟ナリ、○天皇詔  
 レテ、史ヲ諸國ニ置キ、言事ヲ記シ、四方ノ志ヲ達  
 セシム、始メテ藏職ヲ置ク、因リテ藏部ヲ定ム、在

位、六年ニシテ崩ス、享年未詳ナラス、

第十九代、反正天皇ハ、履中天皇ノ同母弟ナリ、都

ヲ河内ノ丹比ニ遷ス、コレヲ、柴籬宮トイフ、在位

六年ニシテ崩ス、享年未詳ナラス

第二十代、允恭天皇ハ、反正天皇ノ同母弟ナリ、都

ヲ遠、飛鳥宮ニ遷ス、反正天皇崩シテ嗣無シ、群臣

迎ヘテ、天皇ヲ立ツ天皇、辭シテ許サズ、群臣固ク

請フ、遂ニ即位ス、○天皇詔シテ、百官諸臣ヲ會シ、

姓氏ノ詐冒ヲ正ス、在位、四十二年ニシテ崩ス、享年未詳ナラス、

第二十一代、安康天皇ハ、允恭天皇ノ子ナリ、允恭

天皇、木梨輕皇子ヲ立テ、太子トス、太子湊虐ナ

ルヲ以テ、群臣望フ天皇ニ歸ス、太子兵ヲ集メテ、

將ニ天皇ヲ襲ハントス、天皇群臣トコレヲ攻ム、

太子自殺ス、因リテ即位シ、都ヲ石上ニ遷ス、コレ

ヲ、穴穗宮トイフ、○天皇母弟、大泊瀨皇子雄略天皇ノ

爲ニ、大草香皇子ノ妹、幡梭皇女ヲ聘セントス、使

者詠リテ、大草香皇子、詔ヲ奉ゼズト奏ス、天皇怒

リテ、皇子ヲ殺シ、其ノ妃、中蒂姫ヲ取リテ、皇后ト

ス、○初皇后、大草香皇子ノ家ニ在リテ、眉輪王ヲ

生メリ、後天皇山宮ニ幸レテ、皇后ト宴シ、醉テ寢ス、王、天皇ヲ弑シテ、大臣葛城圓ノ家ニ匿ル、時ニ年七歳ナリ、天皇、在位三年、年五十六、

第二十二代雄略天皇ハ、允恭天皇ノ子ナリ、天皇峻刻ニシテ、伉健人ニ過キタリ、安康天皇ノ弑セラル、ニ方リテ、天皇諸兄ヲ疑ヒ、兵ヲ率キテ、ハ鈞、白彥皇子ニ迫リ、遂ニコレヲ斬リ、圓ノ弟ヲ圍ミ、火ヲ縱チテ、圓及眉輪王ト坂合黑彥皇子トヲ焚殺ス、又市邊押磐皇子及御馬皇子ヲ殺シ、遂ニ泊瀬朝倉宮ニ即位ス、○天皇嘗テ葛城山ニ獵ス

野猪突キ至ル、舍人ニ命ジテ、刺シ殺サシメントス、舍人怖レテコレヲ避ク、天皇怒リテ、舍人ヲ戮セントス、皇后幡梭皇女諫メテ曰ク、獸ノ故ヲ以テ、人ヲ殺サバ、豈豺狼ニ異ナランヤト、天皇欣然トシテ曰ク、人ハ禽獸ヲ獲、朕ハ善言ヲ獲タリト、乃舍人ヲ釋ス、○天皇皇后ニ勅シテ、親ラ桑ヲ採ラシメテ、以テ蠶事ヲ勸ム、○吳人來聘シテ、工女漢織、吳織、衣縫、兄媛、弟媛ヲ貢ス、○豐受大神ヲ、丹波ヨリ、伊勢ノ山田ニ遷シ祀ル、天皇在位二十三年ニシテ崩ス、年六十二、

第二十三代清寧天皇ハ、雄略天皇ノ子ナリ、磐余  
甕粟宮ニ治ス、皇弟星川皇子反ス、討テコレヲ  
平グ、天皇嗣無キヲ憂フルコト久シ、市邊押磐皇  
子ノ遺子、億計、弘計、二王、播磨國ニ在リト聞キ、迎  
ヘテ億計王ヲ立テ、皇太子トス。○天皇在位五  
年ニシテ崩ズ、年四十一

第二十四代顯宗天皇ハ、即、弘計王ナリ、清寧天皇  
崩シテ後、皇太子位ヲ天皇ニ讓ル、天皇固辭ス、是  
ニ於テ、姑、飯豐青皇女、政ヲ角刺宮ニ聽ク、九月ニ  
シテ皇女崩ズ、皇太子及大臣平群、真鳥等、固ク請

フ、因リテ近、飛鳥、八鈎宮  
ニ即位ス、皇太子ハ仍故  
ノ如シ。○天皇父ノ害セ  
ラレシ時、尚幼ニシテ、其  
ノ墓ノアル所ヲ知ラス、  
因リテ父老ヲ聚メ、親臨  
シテ歷問シ、遂ニコレヲ、  
近江ノ來田綿、蚊屋野ニ  
得テ改葬ス。○天皇父シ  
ク民間ニ在リテ、百姓ノ

億計弘計ニ王起舞ノ圖



疾苦ヲ知ル、故ニ賦歛ヲ薄クシ、貧窮ヲ恤ム、又比年豐熟シテ、穀一斛ノ直、銀錢一文ナルニ至ル、在位、三年ニシテ崩ズ、年三十八、

第二十五代、仁賢天皇、即億計王ナリ、石上、廣高宮ニ即位ス、天皇、仁惠謙恕、吏ハ其ノ職ニ稱ヒ、民ハ其ノ業ヲ安クシ、戸口蕃殖ス、初顯宗天皇位ニ即キテ、雄略天皇ノ陵ヲ發キ、父ノ仇ヲ報ゼントス、天皇コレヲ諫メテ止ム、在位、十一年ニシテ崩ズ、年五十、

第二十六代、武烈天皇ハ、仁賢天皇ノ子ナリ、仁賢

天皇崩ズルニ及ビテ、大臣平群、真鳥、潛ニ篡奪ヲ謀リ、其ノ子鮪又天皇ニ禮ナシ、是ニ於テ、大伴金村ト謀リテ、父子ヲ誅シ、泊瀨列城、官ニ即位ス、○天皇、刑律ヲ好ミ、法令嚴明ナリ、諸ノ酷刑、親臨セザルハ無シ、民皆震怖ス、在位八年ニシテ崩ズ、享未詳ナラス年

第二十七代、繼體天皇ハ、應神天皇ノ五世ノ孫ナリ、父ヲ彦主人、王トイス、○天皇、幼ニシテ孤ナリ、母ニ從ヒテ、越前ノ高向ニ居リ、長スルニ及ビテ、大度アリ、士ヲ愛シ、賢ヲ禮ス、武烈天皇崩シテ嗣



無シ、群臣議シテ、天皇ヲ迎フ、天皇遂ニ河内ノ樟葉宮ニ即位ス、後又都ヲ磐余ニ遷ス、コレヲ玉穗宮トイフ、近江毛野ヲシテ、新羅ヲ伐チテ、任那ノ故地ヲ復セシム、筑紫國造磐井、反シテ謀ヲ新羅ニ通ス、物部麤鹿火ヲシテ、討チテコレヲ平ゲシム、○天皇在位二十五年ニシテ崩ズ、年八十二、第二十八代、安閑天皇ハ繼體天皇ノ子ナリ、都ヲ勾、金橋宮ニ遷ス、在位二年ニシテ崩ズ、年七十、第二十九代、宣化天皇ハ安閑天皇ノ同母弟ナリ、安閑天皇崩シテ嗣無シ、群臣ノ請ニ因リテ即位

シ、都ヲ檜隈ニ遷ス、コレヲ廬入野宮トイフ、○詔シテ筑前ノ屯倉ヲ修シ、以テ凶荒ニ備ヘシム、在位四年ニシテ崩ズ、年七十三、第三十代、欽明天皇ハ繼體天皇ノ子ナリ、宣化天皇崩シテ嗣無シ、群臣議シテ、天皇ヲ迎フ、因リテ即位ス、都ヲ磯城島ニ遷ス、コレヲ金刺宮トイフ、○百濟ヨリ、佛像及經論ヲ獻ズ、天皇コレヲ蘇我、稻目ニ賜フ、會諸國大ニ疫アリ、物部尾輿等、謂ヘラク、蕃神ヲ禮スルノ致ス所ナリト、因リテ奏シテ、佛像ヲ難波、堀江ニ投ズ、○新羅任那ヲ滅シ、我

官府ヲ毀シ、紀、男麻呂、河邊、瓊缶ヲシテ、コレヲ討タレム、瓊缶、輕進シテ利ヲ失ヒ、擒ニヒラル、調、伊企儼、コレニ死ス、○大伴、狹手彦、高麗ヲ討チテ、コレヲ破リ、其ノ都城ニ入り、珍寶ヲ得テ還ル、○天皇疾アリ、後事ヲ以テ、皇太子ニ屬レテ曰ク、新羅



佛像ヲ  
難波堀  
江ニ投  
スル圖

ヲ征レテ、任那ヲ復セヨト、遂ニ崩ズ、在位三十二年、享年未詳

第三十一代敏達天皇ハ、欽明天皇ノ子ナリ、都ヲ譯語田ニ遷ス、コレヲ幸玉宮トイフ、○天皇、葦北國、造ノ子、日羅、久シク百濟ニ在リテ、夷情ヲ知ルヲ以テ、コレヲ召レ還レ、新羅ヲ伐ツノ策ヲ問フ、日羅曰ク、夷ヲ服スルノ道、國本ヲ培養スルニ在リト、具ニ其ノ策ヲ陳ス、天皇コレヲ嘉ス、○蘇我、馬子、佛ヲ信ジ、寺塔ヲ建ツ、物部、守屋、中臣、勝海、コレヲ劾奏ス、馬子病ノ爲ニ、佛ニ禱ランコトヲ請

フ、天皇、乃勅レテ曰久汝獨、コレヲ爲ヨ、他人ヲ惑ハスコトナカレト、○天皇、在位十四年ニレテ崩ズ、年四十八、

第三十二代用明天皇ハ、欽明天皇ノ子ナリ、磐余ニ都ス、コレヲ池邊雙槻宮トイフ、○敏達天皇ハ、崩ズルニ及ヒテ、穴穗部皇子陰ニ覬覦ヲ懷キ、又殞宮ニ入リテ、其ノ皇后ヲ烝センコトヲ謀ル、三輪逆、コレヲ拒ム、皇子怒リテ、物部守屋ヲレテ、逆ヲ殺サシム、○天皇病アリ、群臣ヲシテ佛ニ禱ラシムコトヲ議セシム、物部守屋中臣勝海、コレヲ諫

ム、蘇我馬子、詔旨ヲ賛成ス、穴穗部皇子、僧ヲ引キテ、宮ニ入ル、守屋怒リテ、コレヲ睨ス、是ヨリ馬子ト、守屋勝海ト、怨隙滋甚シ、馬子、迹見赤檮ヲレテ、勝海ヲ殺サシム、天皇、在位二年ニレテ崩ズ、享年未詳

第三十三代崇峻天皇ハ、欽明天皇ノ子ナリ、用明天皇崩シテ嗣無レ、物部守屋諸皇子ヲ去リテ、穴穗部皇子ヲ立テントス、蘇我馬子、其ノ謀ヲ聞キテ、敏達天皇ノ皇后炊屋姬尊即推古天皇ナリ、旨ヲ奉シ、人ヲレテ穴穗部皇子及宅部皇子ヲ殺サシム、

又廐戸皇子ト謀リ、守屋ヲ攻メテ、其ノ族ヲ殲ス、  
是ニ於テ、炊屋姫尊、群臣ト策ヲ定メテ、天皇ヲシ  
テ、即位セシム、倉梯宮ニ治ス、○蘇我馬子專横日  
ニ甚レ、天皇コレヲ疾ム、馬子懼レテ東漢駒ヲレ  
テ、天皇ヲ弑セシム、駒コレヨリ、馬子ノ寵ヲ恃ミ、  
其ノ女ヲ姦ス、馬子怒リ、駒ヲ殺シテ曰ク、吾君ヲ  
弑セシ賊ヲ誅スト、○天皇在位五年、年七十三、  
第三十四代、推古天皇ハ、用明天皇ノ同母妹ナリ、  
敏達天皇ノ五年ニ、皇后トナリ、是ニ至リテ、豐浦  
宮ニ即位ス、後小墾田宮ニ遷ル、○廐戸皇子ヲ立

テ、太子トシ、政ヲ攝セシム、太子及蘇我馬子ニ  
詔シテ佛法ヲ興隆セシム、是ニ於テ群臣競ヒテ  
佛寺ヲ造ル、○百濟ヨリ曆、天文、地理、遁甲、方術等  
ノ書ヲ獻ズ、太子憲法十七條ヲ撰ス、詔シテ冠位  
十二階ヲ定メ、又天皇記、國記、及諸臣、庶人等ノ本  
記ヲ錄セシム、小野妹子ヲ隋ニ遣ハス、支那ト通  
ズルコト此ニ始マル、池溝ヲ倭山背河内ニ作リ、  
國毎ニ屯倉ヲ置ク、在位三十六年ニシテ崩ズ、年  
七十五遺詔シテ厚ク葬ルコト勿カラシム、  
第三十五代、舒明天皇ハ、敏達天皇ノ孫ニシテ押

坂彦人、大兄皇子ノ子ナリ、都ヲ飛鳥岡ニ遷ス、コレヲ岡本宮トイフ、○蝦夷反ス、上毛野、形名ヲレテ、討チテコレヲ平ゲシム、其ノ妻、夫ヲ助ケテ功アリ、○始メテ、斗升斤量ヲ定ム、○天皇、在位、十三年ニレテ崩ス、享年未詳ナラズ



敏達天皇ノ曾孫ニシテ、茅渟王ノ女ナリ、舒明天皇ノ二年ニ、皇后トナリ、是ニ至リテ即位ス、飛鳥板蓋宮ニ治ス、○蘇我、蝦夷ノ子、入鹿、政ヲ擅ニシ、父子相與ニ、不軌ヲ謀ル、中大兄皇子、天智天皇中臣鎌足等ト謀リテ、父子ヲ誅ス、蝦夷誅セラル、ニ臨ミテ、悉ク天皇記、國記、及、珍寶ヲ焚ク、船惠尺、國記ヲ火中ヨリ取りテ、中大兄皇子奉ル、○天皇、位ヲ輕皇子孝德天皇ニ讓ル、在位三年、

第三十七代孝德天皇ハ、皇極天皇ノ同母弟ナリ、中大兄皇子ヲ立テ、皇太子トス、都ヲ難波、長柄、豐

崎ニ遷ス、此ノ時始メテ年號ヲ建テ、大化トイ  
ス、神武天皇即位、紀元ノ年ヲ距ルニト、一千三百  
五年ナリ、○鐘匱ヲ朝ニ設ケテ冤枉ヲ訴ヘシメ、  
畿内ヲ定メ、關驛ヲ建テ國造ヲ罷メ、國司郡司ヲ  
置キ、國界ヲ分テ、田制ヲ定メ、租庸調ノ法ノ制シ、  
又、冠十三階ヲ定メ、更ニ十九階ヲ制シ、八省百官  
ヲ置ク、國家ノ制度、大ニ備ハル、在位十年ニシテ  
崩ズ、年五十九、

第三十八代、齊明天皇ハ、皇極天皇、重祚ノ號ナリ、  
飛鳥板蓋宮ニ即位シテ、明年、飛鳥岡本宮ニ遷ル、

コレヲ、後、飛鳥岡本宮ト云フ、○阿倍比羅夫、舟師  
ヲ率井テ、蝦夷ヲ征シ、遂ニ肅慎ヲ伐ツ、○有間皇  
子、反ヲ謀ル事發シテ誅ニ伏ス、○新羅兵ヲ唐國  
ニ借リテ、百濟ヲ伐ツ、天皇、コレヲ救ハンコトヲ  
欲シテ、親、舟師ヲ帥キ、西州ニ幸シ、遂ニ筑紫朝倉  
宮ニ崩ズ、在位七年、前後合セテ、十年ナリ、年六十  
八、

第三十九代、天智天皇ハ、舒明天皇ノ子ナリ、都ヲ  
近江國ニ遷ス、コレヲ、大津宮トイフ、○天皇、至孝  
ニシテ、先帝ヲ殯スルコト、六年、明年ニ至リテ、始

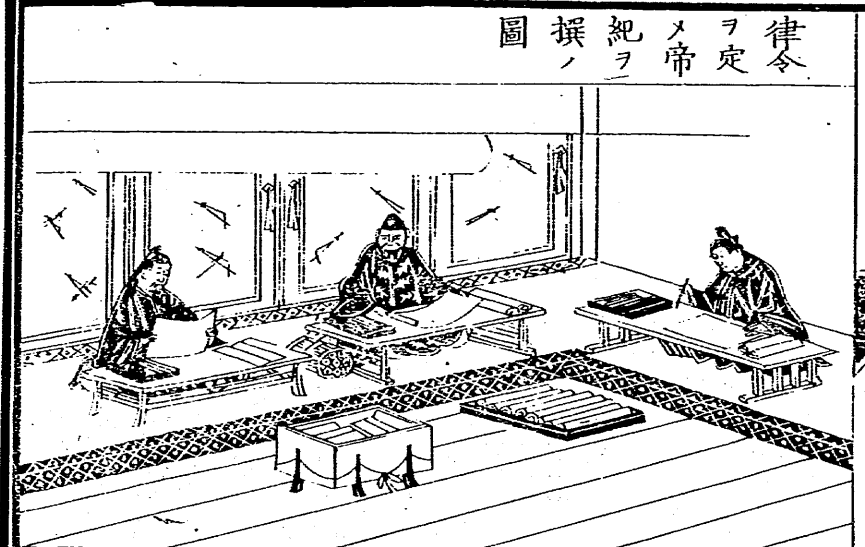
メテ即位ノ禮ヲ行フ、○敕シテ冠位二十六階ヲ制ス、○中臣鎌足又大臣ニ任シ、大織冠ニ叙シ、藤原氏ヲ賜ス、大友皇子、弘文天皇ヲ太政大臣トス、太政大臣、此ニ始マル侍臣ニ詔シテ律令ヲ撰ビ、戸籍ノ法ヲ定メシム、又大堤又筑紫ニ築キテ、水ヲ貯フ、名ケテ水城ト云フ、始メテ御製ノ漏刻ヲ置キ、鐘鼓ヲ撃チテ、以テ時ヲ報ゼシム、○天皇病アリ、皇太弟大海人皇子天武天皇ヲ召シテ、屬スルニ後事ヲ以テス、皇太弟疾ト稱シ、固辭シテ僧トナリ、吉野ニ入ル、是ニ於テ、大友皇子ヲ皇太子トス、天皇

文學ヲ好ミ、治體ヲ明ニシ、學校ヲ興シ、典禮ヲ制ス、其文物憲章粲然トシテ觀ルベシ、在位十年ニシテ崩ズ、年四十六、

第四十代、弘文天皇ハ、天智天皇ノ子ナリ、大津宮ニ即位ス、尋テ、大海人皇子兵ヲ舉グ、天皇、コレヲ征シテ克タズ、近江國長等ノ山前ニ崩ズ、コレヲ壬申ノ亂トイフ、在位七月、年二十五、明治三年、始メテ謚ヲ上ル、

第四十一代、天武天皇ハ、天智天皇ノ同母弟ナリ、飛鳥淨見原宮ニ即位ス、詔シテ律令ヲ定メ、帝紀

律令ヲ定メ帝ヲ撰圖



及上古ノ事ヲ撰録セシメ、又親王ヨリ、庶人ニ至ルマデノ、服色ヲ分テ、天下諸氏ノ姓ヲ定メテ、八種トシ、爵位ノ制ヲ改メテ、諸王ニ十二階、諸臣ニ四十八階トス、○諸國ノ境域ヲ定メ、○天皇、在位十五年ニシテ崩ス、享年未詳ナラズ、

第四十二代、持統天皇ハ、天智天皇ノ女ニシテ、天武天皇ノ皇后ナリ、天武天皇崩ズルニ及ビテ、朝ニ臨ミ、政ヲ聽ク、後三年、皇太子草壁薨ズ、因リテ即位シ、藤原宮ニ治ス、○大津皇子、反ヲ謀リ、事發レテ死ヲ賜ス、○詔シテ、服色ヲ定メテ七種トシ、朝堂座上ノ禮ヲ制ス、始メテ、元嘉曆ト、儀鳳曆トヲ行フ、又陣法博士ヲ、諸國ニ遣ハシテ、武ヲ講ゼシム、○天皇、位ヲ珂瑠皇子文武天皇ニ讓ル、在位十年、大寶二年十二月崩ス、年五十八、

第四十三代、文武天皇ハ、岡宮、天皇天武帝ノ太子草壁皇子



子ナリ藤原宮ニ即位ス、持統天皇ヲ尊ビテ、太上天皇ト稱ス、太上天皇ノ號、此ニ始マル、○詔シテ、官名、位號、服色ヲ改メ、位記ヲ用ヰテ、位冠ヲ賜フコトヲ傳ム、律令ヲ撰定シ、新律度量ヲ頒ツ、又田租ノ法ヲ定ム、在位、十一年ニシテ崩ス、年二十五、第四十四代、元明天皇ハ、天智天皇ノ女ニシテ、文武天皇ノ母ナリ、都ヲ平城ニ遷ス、以下光仁天皇ニ都スルコト七代、○陸奥、越後ノ蝦夷反ス、伐チテユレヲ平グ、○始メテ都亭驛ヲ置キ、又挑文師ヲ、諸國ニ遣ハシテ、錦綾ヲ織ルユトヲ教ヘシム、○太安麻

呂、古事記ヲ上ツル、又諸國ニ詔シテ、風土記ヲ奉ラシメ、郡郷ノ名務メテ佳字ヲ用ヰシム、○使ヲ七道ニ遣ハシテ、凶徒ヲ録セシム、○陸奥出羽ノ蝦夷、南島ノ奄美、夜久、度感、信覺、球美等ノ人、來朝シテ、方物ヲ獻ズ、○天皇、位ヲ氷高内親王元正天皇ニ禪ル、在位七年、養老五年十二月崩ス、年六十一、第四十五代、元正天皇ハ、文武天皇ノ姪ナリ、○諸國ニ令シテ、調庸ノ斤兩長短ヲ定メ、諸帳簿ノ式ヲ頒ツ、又藤原、不比等等ニ敕シテ、律令ヲ修メシメ、國內ノ百姓ヲシテ、社ヲ右ニセシム、○始メテ、

諸國ニ按察使ヲ置キ、又、渡島、津輕、津司等ヲ、靺鞨國ニ遣ハシテ、其ノ風俗ヲ觀セシム、○舍人親王、日本紀三十卷、系圖一卷ヲ上ツル、○蝦夷反ス、丹治比、縣守等ヲシテ、討チテコレヲ平ゲシム、○天皇位ヲ首皇子聖武天皇ニ禪ル、在位九年、天平二十年四月崩ズ、年六十九、

第四十六代、聖武天皇ハ、文武天皇ノ子ナリ、○蝦夷反ス、藤原、宇合等ヲシテ、討チテコレヲ平ケシム、○始メテ畿内、總管諸道、鎮撫使ヲ置キ、尋テ節度使ヲ置ク、○新羅來朝ノ期、三年ニ一タビスル

コトヲ許ス、○藤原、廣嗣反ス、大野東人ヲシテ討チテ、コレヲ平ゲシム、○天皇、佛法ヲ尊崇シ、篤ク僧侶ヲ敬ス、金銅盧舍那佛ノ大像ヲ造ル、出家シテ、自勝滿ト稱ス、在位二十五年ニシテ、位ヲ阿倍皇女孝謙天皇ニ禪リ、天平勝寶八歲五月崩ズ、年五十六、

第四十七代、孝謙天皇ハ、聖武天皇ノ女ナリ、始メテ、紫微内相ヲ置キ、藤原、仲麻呂ヲ以テコレニ任シ、内外諸、兵事ヲ掌ラシム、橘、奈良麻呂、其ノ權ヲ專ニスルヲ惡ミ、コレヲ除カンコトヲ欲シ、遂ニ

廢立ヲ謀ル、事泄レテ獄ニ下リ、黨與罪ヲ得ル者衆シ、時ニ藤原豐成右大臣タリ、寬厚ニシテ時望ヲ得、仲麻呂コレヲ忌ミ、遂ニ豐成ヲ誣ヒテ、其ノ黨ナリトス、因リテ、太宰、員外、帥ニ貶ス、是ヨリ、仲麻呂益横肆ナリ、○天皇在位、十年ニシテ、位ヲ大炊皇子淳仁ニ讓ル

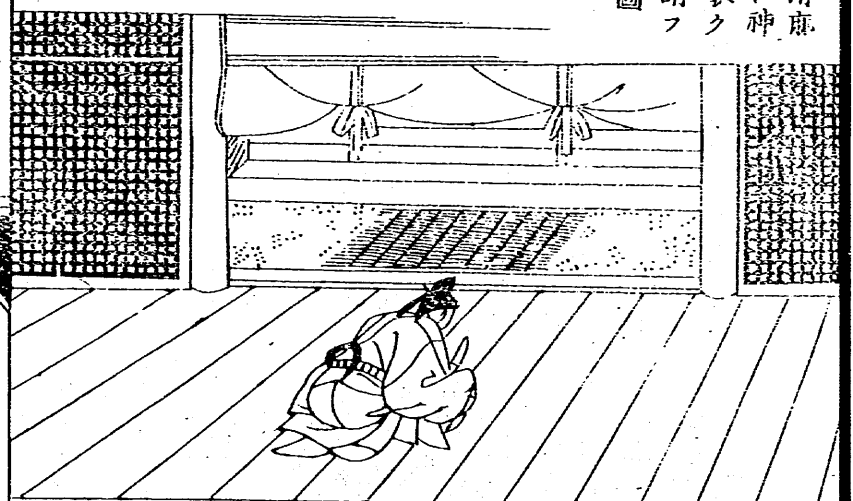
第四十八代、淳仁天皇ハ、崇道盡敬皇帝天武帝ノ子舍人、親王ノ子ナリ、○仲麻呂等ニ詔シテ、官制ヲ改メシム、又、仲麻呂ニ、名ヲ押勝ト賜ヒ、姓ニ、惠美ノ二字ヲ加ス、○國司ノ交替、六年ヲ以テ限トシ、三年毎

ニ、巡察使ヲ遣ハシテ、治績ヲ檢校セシム、○初上皇孝謙天皇、押勝ヲ寵ス、既ニシテ、僧道鏡ヲ近ツク、天皇屢以テ言ヲナス、上皇憚バス、五位以上ヲ朝ニ召シ、親、國家ノ大事ヲ決ス、押勝、道鏡ノ爲ニ、其寵ヲ奪ハレンコトヲ懼レ、奏シテ、四畿内、伊勢、美濃、越前、近江、丹波、播磨ノ國ノ、兵事都督ヲ請ヒ、遂ニ近江ニ據リテ反シ、鹽燒王ヲ立テ、帝ト稱ス、藤原藏下麻呂ヲシテ、討チテコレヲ誅セシム、上皇詔シテ、道鏡ヲ、大臣禪師トシ、封戶、職分田、皆大臣ニ準ズ、天皇ヲ廢シテ、淡路公トシ、其ノ國ニ遷ス、

世ニ淡路廢帝ト稱ス、○天皇、在位六年、天平神護元年十月、淡路ニ崩ズ、年三十三、後、明治三年、謚ヲ上ル

第四十九代、稱德天皇ハ、孝謙天皇、重祚ノ號ナリ、天皇、既ニ佛ニ歸シ、是ニ至リテ、復萬機ニ臨メリ、○和氣王反ヲ謀リ、事發レテ、誅ニ伏ス、詔シテ、道鏡ヲ以テ、太政大臣禪師トシ、文武百官ヲシテ、拜賀セシム、尋テ法王ノ位ヲ授ケ、輿服、飲食、皆供御ニ擬セシメ、大小ノ政、其決ヲ取ラザルハ、無キ會、太宰ノ主神、習宜、阿曾、麻呂、宇佐八幡大神ノ託宜

清麻呂神教請圖



ト矯リ、道鏡ヲシテ位ニ即カシメバ、天下泰平ナラント奏ス、是ニ於テ、天皇和氣清麻呂ヲ、宇佐ニ遣ハシテ、神教ヲ請ハシム、發スルニ臨ミテ、道鏡又示スニ、恩威ヲ以テシ、其ノ非望ヲ遂ゲンコトヲ欲ス、清麻呂歸リテ、神語ヲ奏シテ曰ク、我が國、

開闢以來、君臣ノ分定レリ、未<sup>ダ</sup>臣ヲ以テ、君トセシ  
コトアラズ、天<sup>ヲ</sup>日嗣ハ、必皇緒ヲ立テ、早ク無道  
ノ人ヲ除ケト、道鏡怒リテ、清麻呂ヲ大隅ニ流シ、  
人ヲシテ、コレヲ、途ニ殺サシメトシテ、能ハズ、  
○天皇、在位五年前後合セテ、十五年ニシテ崩ズ、  
年五十三、

第五十代、光仁天皇ハ、天智天皇ノ孫ニシテ、春日  
宮、天皇施基親王ノ子ナリ、天皇、天平勝寶以來、國ニ儲  
貳無クシテ、人々相疑ヒ、横禍ニ罹ル者、多キヲ慮  
リ、酒ヲ縱ニシテ、自晦ス、稱徳天皇崩ズルニ及ビ

テ、遺詔ヲ奉ジ即位シ、道鏡又、造下野、藥師寺、別當  
ニ貶シ、清麻呂ヲ召還シテ、本位ニ復ス、○詔シテ  
内外ノ官員ヲ省ク、又、三關邊要ノ外ハ、悉諸國ノ  
冗兵ヲ除キ、コレヲシテ、農耕ニ就カシム、三關ト  
ハ、伊勢ノ鈴鹿、美濃ノ不破、越前ノ愛發ナリ、○天  
皇、在位十二年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓リ、尋テ崩  
ズ、年七十三、

第五十一代、桓武天皇ハ、光仁天皇ノ子ナリ、都ヲ  
山城ニ遷シテ、コレヲ平安城トイフ、コレヨリ以  
後、歷代ノ皇居タリ、○淡海、三船ヲシテ、神武天皇

ヨリ以來、列朝ノ謚號ヲ定メシム、○詔シテ、三關  
ヲ廢シ、公私ノ往來ニ便ス、是ノ時、蝦夷數反ス、大  
伴弟麻呂、坂上、田村麻呂等ヲシテ、討テテコレヲ  
平ゲシム、○菅野真道等、續日本紀ヲ上ル、天皇在  
位、二十年ニシテ崩ス、年七十、

第五十二代、平城天皇ハ、桓武天皇ノ子ナリ、○皇  
弟伊豫親王、反ヲ謀ルト告ル者アリ、因リテ死ヲ  
賜ヒ、其ノ黨ヲ流ニ處ス、○天皇在位四年ニシテ、  
位ヲ皇太弟ニ讓ル、天長元年七月崩ズ、年五十一、  
第五十三代、嵯峨天皇ハ、平城天皇ノ同母弟ナリ、

○尚侍藥子、平城上皇ニ復阼ヲ勸メ、旨ヲ矯リテ、  
都ヲ平城ニ遷サントシ、人心騷然タリ、天皇詔シ  
テ、藥子ノ罪ヲ暴白シ、其ノ兄藤原仲成ヲ收フ、上  
皇怒リテ、兵ヲ率テ東國ニ入ラントス、天皇乃、仲  
成ヲ誅シ、兵ヲ遣ハシテ、上皇ヲ路ニ邀キラシム、  
上皇進ムコトヲ得ズ、因リテ宮ニ還リ、剃髮シ、藥  
子自盡シテ、事平ダリ、○天皇博學ニシテ、文ヲ能  
クシ、書ヲ巧ニス、在位十四年ニシテ、位ヲ皇太弟  
ニ讓ル、承和九年七月崩ズ、年五十五、  
第五十四代、淳和天皇ハ、嵯峨天皇ノ弟ナリ、○清

原夏野等ニ救シテ、令義解ヲ撰ハシム。○夏野奏シテ、親王ヲ諸國、守トシ、庶務ヲ習ハシメンコトヲ請フ、是ニ於テ、上總、常陸、上野ヲ以テ、親王ノ任國トス。○天皇、在位十年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、承和七年五月崩ズ、年五十五。

第五十五代仁明天皇ハ、嗟峨天皇ノ子ナリ。○伴健岑、橘逸勢等、陰ニ太子恒貞ヲ奉ジテ、天皇ヲ廢セシコトヲ謀リ、事發ル、因リテ太子ヲ廢シ、健岑逸勢ヲ流ニ處ス。○日本後紀成ル。○天皇、在位十七年ニシテ崩ズ、年四十一。

第五十六代、文德天皇ハ、仁明天皇ノ子ナリ。天皇、資性明察、心ヲ政事ニ留メテ、能ク人ノ姦ヲ知ル、但多病ナルヲ以テ、事ヲ視ルコトアタハズ、在位僅ニ八年ニシテ崩ズ、時人コレヲ惜ム、年三十二。第五十七代、清和天皇ハ、文德天皇ノ子ナリ。天皇、九歳ニシテ即位ス、政ヲ藤原良房ニ攝セシム、其ノ外祖タルヲ以ラナリ、既ニシテ、良房薨ス、天皇、政ヲ親レ日萬機ヲ紫宸殿ニ視ル、是ヲ以テ、内外肅然トシテ、國家寧靜ナリ。○貞觀格式、及續日本後紀成ル。○天皇、在位十八年ニシテ、位ヲ皇太子

ニ讓ル、元慶四年十二月崩ズ、年三十一、

第五十八代、陽成天皇ハ、清和天皇ノ子ナリ、天皇、

十歳ニシテ即位ス、藤原基經、政ヲ攝ス、良房ノ例

ニ沿カヘルナリ、○出羽ノ夷倭反ス、藤原保則、小

野、春風等ヲシテ討チテ、コレヲ平ゲシム、○文德

天皇實錄成ル、○天皇遊嬉度無ク、屢不辜ヲ殺ス、

是ニ於テ、基經公卿ト謀リ、天皇ニ請ヒテ、位ヲ讓

ラシム、是ノ時、年十七、在位八年ナリ、天曆三年九

月崩ズ、年八十二、

第五十九代、光孝天皇ハ、仁明天皇ノ子ナリ、○天

皇謙恭寬仁ナリ、故ニ基經群臣ト迎ヘテコレヲ

立ツ、○公卿奏シテ、五位以上ノ封祿ヲ減センコ

トヲ請フ、許サズ、較シテ、御服ノ絹綿ノ數ヲ減ズ、

○天皇在位三年ニシテ崩ズ、年五十八、

第六十代、宇多天皇ハ、光孝天皇ノ子ナリ、○詔シ

テ、萬機巨細ト無ク、一切基經ニ關白セシム、關白

此ニ始マル、尋テ、又三宮ニ準ズ、○天皇嘗テ畫工

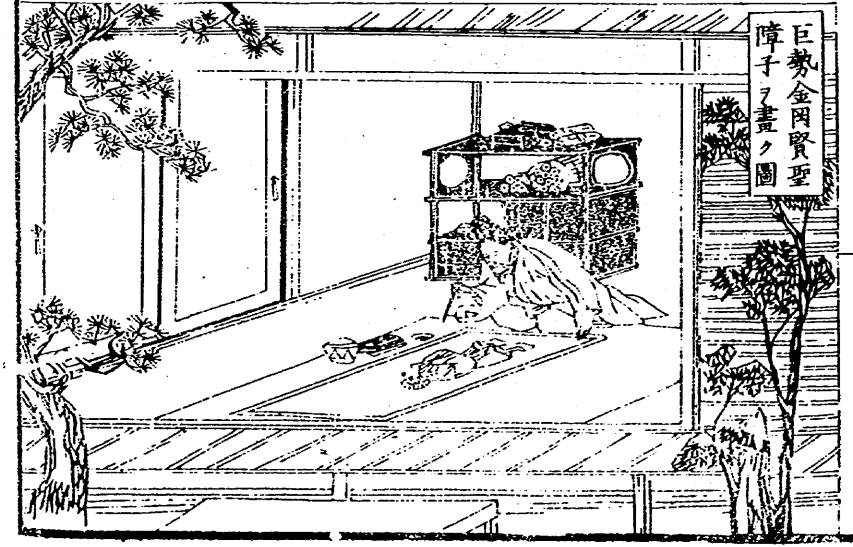
ヲシテ、殷周以來ノ名臣ノ像ヲ、紫宸殿ノ障子ニ

圖セシム、コレヲ賢聖障子トイフ、在位十年ニシ

テ位ヲ皇太子ニ讓ル、承平元年七月崩ズ、年六十



五、  
第六十一代、醍醐天皇ハ、  
宇多天皇ノ子ナリ、○藤  
原時平、菅原道真ト共ニ  
政ヲ執ル、道真、庶務ヲ綜  
理シ、裁決流ル、ガ如シ、  
天下望ヲ屬ス、時平等コ  
レヲ嫉ミテ、誣フルニ異  
圖アルヲ以テス、天皇、其  
ノ讒ヲ信ジテ、道真ヲ太



巨勢金岡賢聖  
障子ヲ畫ク圖

宰權、帥ニ左遷ス、天下コレヲ冤トス、○天皇、心ヲ  
政事ニ留メ、温顔ヲ以テ、群臣ニ對シ、其ノ言ヲ盡  
サシム、又嘗テ寒夜ニ方リ、御衣ヲ脱シテ曰ク、凍  
餒ノ民、以テ想フベキナリト、故ニ後世稱シテ、延  
喜ノ政トイフ、延喜ハ當時ノ年號ナリ、此ノ世ニ、  
延喜式、及三代實錄成ル、○天皇在位三十三年、位  
ヲ皇太子ニ譲リ、尋テ崩ズ、年四十六、  
第六十二代、朱雀天皇ハ、醍醐天皇ノ子ナリ、○平  
將門、伯父常陸、大掾國香ヲ、常陸ニ殺ス、武藏權守  
興世、王凶險ニシテ亂ヲ好ム、將門延キテ謀主トシ、

下總ニ反シ、坂東諸國ヲ陷レ、都ヲ猿島ニ建テ、偽百官ヲ備ヘ、自新皇ト稱ス、是ノ時ニ當リテ、藤原純友既ニ難ヲ伊豫ニ起シ、東西相應シ、天下騷然タリ、因リテ、藤原忠文ヲ征東大將軍トス、未至ラサルニ、平貞盛、藤原秀郷等、將門ヲ討ス、尋テ、攝遠保、純友ヲ伊豫ニ誅シ、首ヲ京師ニ傳ヘ、賊悉平ク、コレヲ承平天慶ノ亂トイフ、承平天慶モ、亦當時ノ年號ナリ、○天皇、在位十六年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、天曆六年八月崩ズ、年三十、

第六十三代、村上天皇ハ、朱雀天皇ノ同母弟ナリ、

○天德四年九月、禁中火ク、累世ノ寶器文籍多ク焚グタリ、獨神鏡ノミ、灰燼ノ中ニ在リテ、形質損ゼス、○天皇嘗テ一老吏ニ問ヒテ曰ク、朕ガ治、延喜ノ朝ト、得失何如、對ヘテ曰ク、老吏何ヲカ知ラシ、唯主殿寮進ル所ノ松明舊ニ比スレバ、多クシテ、率分堂ニ草生スルヲ、異ナリトスルノミト、天皇大ニ愧テテ、益政事ヲ勤ム、時ニ年號ヲ、天曆トイフ、故ニ、後世治ヲ説ク者、必延喜天曆ヲ稱ス、○

天皇在位、二十一年ニシテ崩ズ、年四十二、

第六十四代、冷泉天皇ハ、村上天皇ノ子ナリ、○攝

繁延等爲平親王ヲ奉シテ、亂ヲ作サンコトヲ謀ル、事發レテ流ニ處ス。○天皇、備貳タリシトキヨリ、心疾ヲ患フ、位ニ即クニ及ヒテ、増劇シ、是ヲ以テ、政外戚藤原氏ニ歸ス、朝綱ノ振ハサルコト、寔ニ此ニ始マル、○天皇、在位二年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、寛弘八年十月崩ズ、年六十二、  
第六十五代圓融天皇ハ、冷泉天皇ノ同母弟ナリ、在位十五年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、正曆二年二月崩ズ、年三十三、  
第六十六代華山天皇ハ、冷泉天皇ノ子ナリ、○天

皇即位ノ初、心ヲ政事ニ委シ、紀綱肅然タリ、女御  
怙子卒スルニ及ビテ、悲哀シテ已マズ、遂ニ藤原  
道兼ニ誘ハレテ、潛ニ宮ヲ出デ、華山ノ元慶寺ニ  
入リ、落髮シテ僧トナル、○天皇、在位僅ニ二年、寛  
弘五年二月崩ズ、年四十一、  
第六十七代、一條天皇ハ、圓融天皇ノ子ナリ、○關  
白藤原道長權ヲ專ニス、天皇、心コレヲ疾ハト雖、  
遂ニ制スルコト能ハズ、○天皇、在位二十五年ニ  
シテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、寛弘八年六月崩ズ、年三  
十二、

第六十八代、三條天皇ハ、冷泉天皇ノ子ナリ、○藤原道長益、專恣ナリ、○天皇、在位、五年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、寛仁元年五月崩ズ、年四十二、

第六十九代、後一條天皇ハ、一條天皇ノ子ナリ、○

三條天皇、敕シテ子敦明親王ヲ立テ、後一條天皇

ノ儲貳トス、其ノ統ヲ存セシコトヲ、欲スレハナ

リ、既ニシテ、東宮位ヲ辭ス、道長奏シテ、小一條院

ト號シ、上皇ニ准シ、皇弟敦良親王後朱雀天皇ヲ立テ

皇太弟トス、道長朝ニ立ツコト、四十餘年、一家ニ

シテ三后ヲ出ダス、天皇皇太弟、皆其ノ女ノ生ム

所ナリ、○天皇、在位、二十

年ニシテ崩ズ、年二十九、

第七十代、後朱雀天皇ハ、

後一條天皇ノ同母弟ナ

リ、○皇居火ク、神鏡火中

ニ在リテ、毀損セズ、○天

皇在位九年、位ヲ皇太子

ニ讓ル、尋テ崩ズ、年三十

七、

第七十一代、後冷泉天皇

清原光頼弟武則ト源頼義ニ來リ属スル圖



ハ、後朱雀天皇ノ子ナリ、○陸奥ノ倭囚、安倍賴時  
 亂ヲ作ス、源賴義ニ命シテ、コレヲ討タシム、其ノ  
 子貞任、又叛キ、勢益張ル、賴義、出羽ノ豪族、清原武  
 則ヲ招致シ、共ニ入り、討チテコレヲ平グ、コレヲ  
 前九年ノ役トイヌ、○天皇在位二十三年ニシテ  
 崩ズ、年四十四、

日本略史上卷終

石川

河上